

3 災害発生時における物資の確保

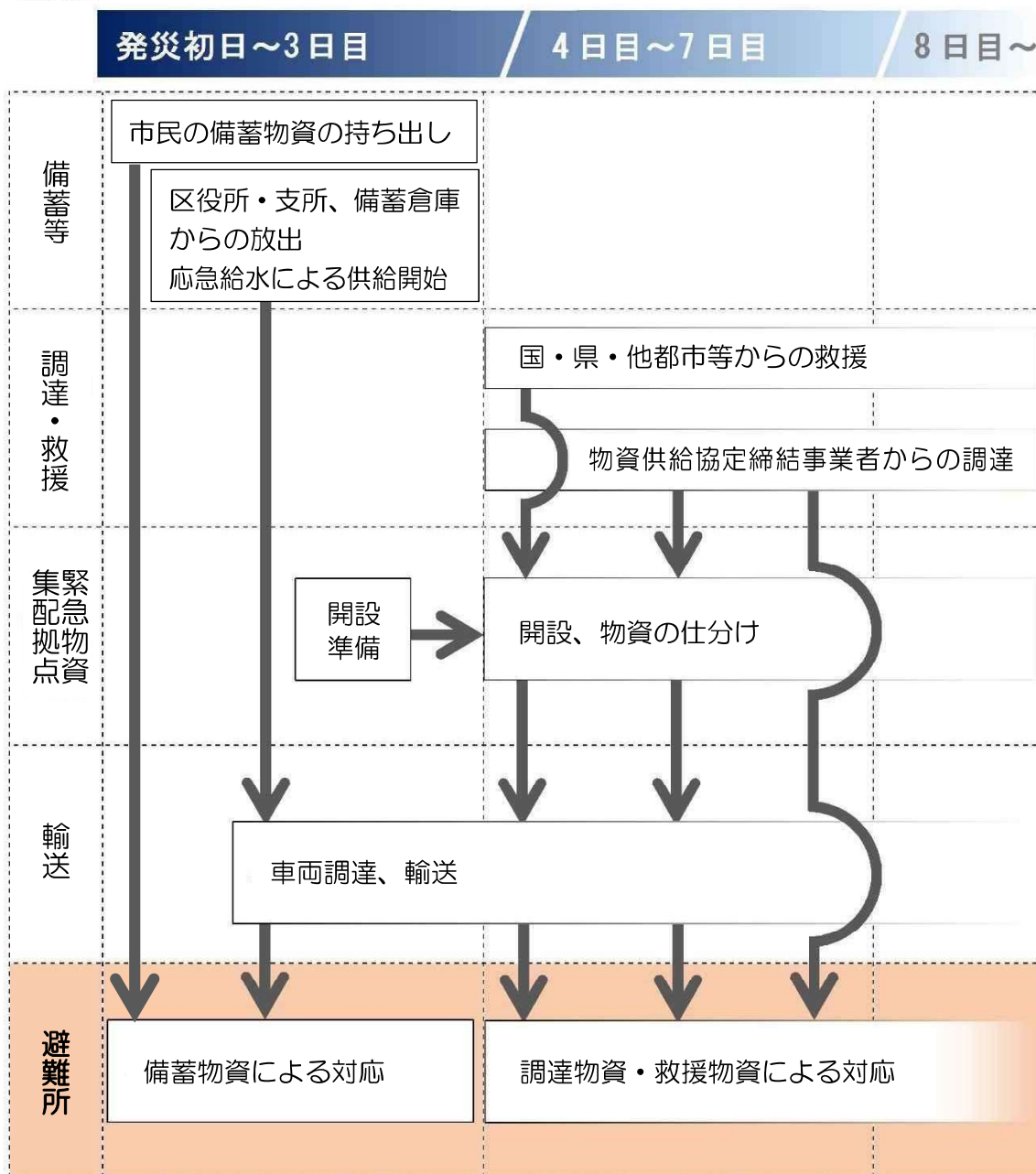
発災後3日間は、市民自ら備蓄している物資を持ち出してもらうことと、避難所や区役所・支所、備蓄倉庫にある備蓄物資の払い出しや応急給水によって対応します。

発災後4日目以降は、国・県・他都市等からの救援物資や物資供給協定締結事業者からの物資が調達され次第、緊急物資集配拠点※を經由して避難所へ輸送されます。（ただし、ここでの物資確保の時間はあくまでも目安であり、災害の状況によりその時間が大きく左右されることがあります。）



※物資供給協定締結事業者等からの調達物資や、国・県・他都市等からの救援物資が大量に届く場合などに、物資を仕分けし、避難所まで輸送するための拠点です。

《概念図》



※物資や資機材が不足する場合は物資供給協定締結事業者から調達を行います。必要に応じて、災害救助地区本部を通じ区本部へ要請してください。

現在、本市では、避難所等における物資不足に対応できるよう、7つの備蓄倉庫を市内各方面に配置しています。

倉庫名	所在
東部倉庫	千種区
北部倉庫	大口町
西部倉庫	中村区
中央倉庫	港区
南東部倉庫	東海市
港倉庫	港区
港防災センター	港区

《現状のカバーエリアイメージ》

